

保発0918第6号 令和元年9月18日

都道府県知事 地方厚生（支）局長 殿

厚生労働省保険局長（公印省略）

はり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師の施術に係る療養費の支給について

はり、きゅう及びあん摩・マッサージ・指圧に係る療養費の算定については、今般、従前の施術料金等を下記のとおり改め、本年10月1日以降の施術分から適用することとしたので、関係者に対して周知徹底を図るとともに、その取扱いに遺漏のないよう御配慮願いたい。

記

1 はり、きゅう

（1）初検料

① 1術（はり又はきゅうのいずれか一方）の場合

1,710円

② 2術（はり、きゅう併用）の場合

1,760円

（2）施術料

① 1術（はり又はきゅうのいずれか一方）の場合

1回につき 1,540円

② 2術（はり、きゅう併用）の場合

1回につき 1,590円

注 はり又はきゅうと併せて、施術効果を促進するため、それぞれ、はり又はきゅうの業務の範囲内において人の健康に危害を及ぼすおそれのない電気針、電気温灸器又は電気光線器具を使用した場合は、電療料として1回につき30円を加算する。

（3）往療料 2,300円

注1 往療距離が片道4キロメートルを超えた場合は、2,700円とする。

注2 片道16キロメートルを超える場合の往療料は往療を必要とする絶対的な理由がある場合以外は認められないこと。

（4）施術報告書交付料 300円

2 あん摩・マッサージ

（1）マッサージを行った場合

1局所につき 340円

（2）温罨法を併施した場合

1回につき 110円加算

注 温罨法と併せて、施術効果を促進するため、あん摩・マッサージの業務の範囲内において人の健康に危害を及ぼすおそれのない電気光線器具を使用した場合にあっては、150円とする。

(3) 変形徒手矯正術を行った場合

1肢につき 790円

(4) 往療料 2,300円

注1 往療距離が片道4キロメートルを超えた場合は、2,700円とする。

注2 片道16キロメートルを超える場合の往療料は往療を必要とする絶対的な理由がある場合以外は認められないこと。

(5) 施術報告書交付料 300円

新旧対照表（傍線部分は改正部分）

新

1 はり、きゅう

(1) 初検料

① 1術（はり又はきゅうのいずれか一方）の場合

1,710円

② 2術（はり、きゅう併用）の場合

1, 760円

(2) 施術料

① 1術（はり又はきゅうのいずれか一方）の場合

1回につき 1, 540円

② 2術（はり、きゅう併用）の場合

1回につき 1, 590円

注 はり又はきゅうと併せて、施術効果を促進するため、それぞれ、はり又はきゅうの業務の範囲内において人の健康に危害を及ぼすおそれのない電気針、電気温灸器又は電気光線器具を使用した場合は、電療料として1回につき30円を加算する。

2 あん摩・マッサージ

(2) 温罨法を併施した場合

1回につき 110円加算

注 温罨法と併せて、施術効果を促進するため、あん摩・マッサージの業務の範囲内において人の健康に危害を及ぼすおそれのない電気光線器具を使用した場合にあっては、150円とする。

(3) 変形徒手矯正術を行った場合

1肢につき 790円

旧

1 はり、きゅう

(1) 初検料

① 1術（はり又はきゅうのいずれか一方）の場合

1, 610円

② 2術（はり、きゅう併用）の場合

1, 660円

(2) 施術料

① 1術（はり又はきゅうのいずれか一方）の場合

1回につき 1, 540円

② 2術（はり、きゅう併用）の場合

1回につき 1, 580円

注 はり又はきゅうと併せて、施術効果を促進するため、それぞれ、はり又はきゅうの業務の範囲内において人の健康に危害を及ぼすおそれのない電気針、電気温灸器又は電気光線器具を使用した場合は、電療料として1回につき30円を加算する。

2 あん摩・マッサージ

(2) 温罨法を併施した場合

1回につき 80円加算

注 温罨法と併せて、施術効果を促進するため、あん摩・マッ

サージの業務の範囲内において人の健康に危害を及ぼすおそれのない電気光線器具を使用した場合には、110円とする。

(3) 変形徒手矯正術を行った場合

1肢につき 780円